

【各種届出のご案内】

○指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（第5号様式）

下表の指定事項に変更があった場合は、変更があった日から**30日以内**に変更届出書を提出してください。

変更事項		必要書類	添付書類・備考
氏名 又は 名称	個人	第5号様式・住民票の写し	・住民票は発行日から3か月以内のもの
	法人	第5号様式・定款の写し・登記事項証明書	・定款の写しは代表者の原本証明が必要 ・登記事項証明書は発行日から3か月以内のもの
住所	個人	第5号様式・住民票	・住民票は発行日から3か月以内のもの
	法人	第5号様式・定款の写し・登記事項証明書	・定款の写しは代表者の原本証明が必要 ・登記事項証明書は発行日から3か月以内のもの
代表者	法人	第5号様式・定款の写し・登記事項証明書・誓約書	・定款の写しは代表者の原本証明が必要 ・登記事項証明書は発行日から3か月以内のもの
役員	法人	第5号様式・登記事項証明書・誓約書	・登記事項証明書は発行日から3か月以内のもの
事業所の 所在地	個人	第5号様式・住民票（所在地の記載が無い場合は賃貸借契約書等の写し）	・位置図・外観内観写真 ・住民票は発行日から3か月以内のもの
	法人	第5号様式・登記事項証明書（所在地の記載が無い場合は賃貸借契約書等の写し）	・位置図・外観内観写真 ・登記事項証明書は発行日から3か月以内のもの

注）登記事項証明書は履歴事項全部証明書の原本。

○指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（第6号様式）

指定給水装置工事事業者を廃止または休止したときは、廃止または休止した日から**30日以内**に、事業を再開したときは再開の日から**10日以内**に廃止・休止・再開届出書を提出してください。

内容	必要書類	添付書類・備考
事業の廃止・休止・再開	第6号様式	廃止時は事業者証を返納

注）法人化（個人→法人）やその逆（法人→個人）などの場合は、事業の廃止後に新規の指定申請となります。

○給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第7号様式）

選任している給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由は発生した日から**14日以内**に新たに主任技術者を選任し届出てください。

内容	必要書類	添付書類・備考
主任技術者	第7号様式	・選任の場合は、主任技術者証の写し ・本人確認書類の写し（任意）

注）給水装置工事主任技術者が不在の場合は、**指定の取消し**要件に該当しますので、注意してください。

○指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項

指定更新時確認事項で確認した内容に変更が生じた場合は、すみやかに必要書類を提出してください。